

# 青森県報

第八百七十二号

令和七年  
二月五日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定…………… (環境保全課) …… 一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出…………… (高齢福祉 保険課) …… 一
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出…………… ( 同 ) …… 二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (河川砂防課) …… 二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… ( 同 ) …… 三

### 公 告

- 換地処分…………… (農村整備課) …… 四
- 選挙管理委員会
- 病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投置管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正… (事務局) …… 五

## 告 示

### 青森県告示第四十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第三十七号) 第十五条の

十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

令和七年二月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
産業廃棄物の最終処分場 (安定型)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第三百号) 第十三条の二第三号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和四十六年厚生省令第三十五号) 第十二条の三十一第二号	上北郡六戸町大字大落瀬字柳沢九一の一〇〇の一部、九一の一〇一の一部

### 青森県告示第四十九号

介護保険法 (平成九年法律第二百二十三号) 第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和七年二月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称又は氏名	指定居宅サービス事業者	居宅サービス事業の種類	居宅サービス事業を行う事業所	廃止の届出年月日	廃止年月日
主たる事務所所在地又は住所					

特定非営利活動法人 しよわつ	上北郡おいらせ 町二丁目一丁目 六の二九〇	通所介 護	デイサー ビスセ ンター しよわつ	上北郡おいら せ町二丁目一 丁目六の二九	令和 七・一・八	令和 七・二・七
社会福祉 法人つが る三和会	弘前市大字西町 二丁目一の二	短期入 所生活 介護	短期入 所生活 介護 施設常 源	弘前市大字南 袋町五の一六	六・三・六	七・一・三

青森県告示第五十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

令和七年二月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定介護予防サービス 事業者	氏名 氏名 氏名 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サー ビスの 種類	介護予 防サー ビス 事業を 行う事 業所	名 称	所 在 地	廃止の 届出 年月日	廃 止 年 月 日
社会福祉 法人つが る三和会	弘前市大字西町 二丁目一の二		介護予 防短期 入所生 活介護	短期入 所生活 介護 施設常 源	弘前市大字南 袋町五の一六		令和 六・三・六	令和 七・一・三

青森県告示第五十一号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和七年二月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 石浜土砂災害警戒区域及び石浜土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 本町一号土砂災害警戒区域及び本町一号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 本町二号土砂災害警戒区域及び本町二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 檜榔四号土砂災害警戒区域及び檜榔四号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 元宇鉄四号土砂災害警戒区域及び元宇鉄四号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

六 谷田土砂災害警戒区域及び谷田土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七條第四項及び第九條第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和七年二月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 石浜土砂災害警戒区域及び石浜土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 磯山二号土砂災害警戒区域及び磯山二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

次の図面のとおり

(図面省略)

三 本町一号土砂災害警戒区域及び本町一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 本町二号土砂災害警戒区域及び本町二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 板柳四号土砂災害警戒区域及び板柳四号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

六 元宇鉄四号土砂災害警戒区域及び元宇鉄四号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

七 谷田土砂災害警戒区域及び谷田土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東津軽郡外ヶ浜町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

公 告

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、下平谷地地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

令和七年二月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十二号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和七年二月五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

二の表中

はまなす荘	〃 深浦町大字轟木字津山一一八の四四
はまなす荘	〃 深浦町大字轟木字津山一一八の四四
特別養護老人ホーム白神荘	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一四三の二

を

に改める。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭